

資産と費用の区分誤り

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容				
八尾高等学校	<p>設置工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。</p> <p>工事完了日：令和3年7月20日（検査日：令和3年7月20日）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名称</th><th>金額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別教室棟1階被服教室空調機設置工事</td><td>1,052,700円</td></tr> </tbody> </table>	工事名称	金額	特別教室棟1階被服教室空調機設置工事	1,052,700円	<p>検出事項について、速やかに公有財産台帳に登載するとともに、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (台帳の取得登録)</p> <p>第4条 財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表2「異動理由表」のとおりとする。</p> <p>2 取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。</p> <p>(1)財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。</p> <p>(2)建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。</p> <p>(台帳価格)</p> <p>第12条 台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。</p> <p>(1)当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表4「固定資産計上基準表」のとおりとする。</p> <p>「別表4 固定資産計上基準表」 (固定資産計上の基本方針)</p> <p>1. 取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。</p> <p>2. 取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すために要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付隨的支出についても前項の規定を準用する。</p>	<p>公有財産台帳への資産の登録について、修正を行った。</p> <p>また、会計局会計指導課あて修正依頼を行い、財務諸表上の修正処理を受けた。</p> <p>今後は、大阪府公有財産台帳等処理要領に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
工事名称	金額						
特別教室棟1階被服教室空調機設置工事	1,052,700円						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年10月3日から令和5年1月31日まで）